

# 奈良県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金給付事業 に係る慰労金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、強い使命感を持って業務に従事する医療機関等に勤務する医療従事者や職員（以下「医療従事者等」という。）を慰労するため、医療従事者等に対し、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和2年6月16日付け医政発0616第1号厚生労働省医政局長、健発0616第5号厚生労働省健康局長、薬生発0616第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき慰労金を給付するものとし、その給付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「患者」とは、次号の医療機関等を受診する患者又は助産所にあつては妊産婦をいう。
- (2) 「医療機関等」とは、保険医療機関である病院及び診療所、保険医療機関が実施する訪問看護事業所、医療法（昭和23年法律第205号）第8条の届出のある助産所、国実施要綱3(17)エ(イ)⑤に規定する地域外来・検査センター及び「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の「2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方」に基づいて宿泊療養の対象とされた者を受け入れるために県が用意する宿泊施設等をいう。
- (3) 「医療従事者等」とは、医療機関等において、患者との接触を伴い、かつ、継続して提供することが必要な業務に従事している者をいい、雇用形態にかかわらず、医療機関等において業務に従事する派遣労働者や委託業務受託者の従業員（以下「派遣労働者等」という。）及び慰労金の給付申請時において既に退職している者を含む。

(慰労金の給付対象者及び額)

第3条 慰労金は、国実施要綱3(17)に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等で業務に従事する医療従事者等に対し給付する。

2 慰労金の金額は、別表のとおりとする。

(慰労金の給付の申請等)

第4条 慰労金の給付を受けようとする医療従事者等は、医療機関等に代理申請及び代理受領の委任を行うものとする。この場合において、医療従事者等は、委任を受けた医療機関等(以下「代理医療機関等」という。)に奈良県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金代理申請・受領委任状(第1-1号様式)を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、慰労金の給付を受けようとする者が派遣労働者等である場合には、派遣元会社又は委託業務受託者(以下「派遣元会社等」という。)を経由して医療機関等に代理申請及び代理受領の委任を行うことを妨げない。この場合において、医療従事者等は、派遣元会社等に奈良県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金代理申請・受領委任状(第1-2号様式)を提出し、派遣元会社等は、代理医療機関等に当該委任状及び奈良県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金の代理申請・受領事務手続依頼書(第1-3号様式)を提出するものとする。

3 代理医療機関等は、奈良県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金給付申請書(第2-1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 代理申請・受領委任状(第1-1号様式又は第1-2号様式)の原本

(2) 代理申請・受領事務手続依頼書(第1-3号様式)の写し。ただし、前項の場合に限る。

(3) 慰労金計算書(第2-2号様式)

(4) 慰労金給付対象内訳書(第2-3号様式)

(5) 代理医療機関等が申請を行う給付対象者のうち、当該代理医療機関等以外の県から役割を設定された医療機関等(以下「応援先医療機関等」という。)に応援等で業務に従事したことにより慰労金の金額が代理医療機関等の申請するその他の医療従事者等と異なる場合については、応援先医療機関等の勤務期間証明書(第2-4号様式)の原本

(6) その他知事が必要と認める書類

4 前3項の規定にかかわらず、やむを得ない場合には、医療従事者等から県に直接申請することを妨げない。この場合において、医療従事者等は、奈良県新型コロナウイ

ルス感染症対応医療従事者等慰労金給付申請書（第2－5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 医療機関等の勤務期間証明書（第2－4号様式）の原本
- (2) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証又は年金手帳等）の写し
- (3) 振込先金融機関口座確認書類（通帳又はキャッシュカード）の写し
- (4) 請求書（第3－1号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（申請の受付開始日及び期限）

第5条 慰労金の申請受付開始日は令和2年9月1日とし、同年12月31日までに申請しなければならない。

（給付の決定）

第6条 知事は、第4条第3項の規定により申請を行う代理医療機関等及び同条第4項の規定により申請を行う医療従事者等（以下「申請者」という。）から申請書等の提出があった場合において、内容を審査し適当と認めるときは、慰労金の給付を決定し、申請者に対し通知するものとする。

2 知事は、申請者から第4条第3項又は第4項に規定する申請書等（以下「申請書等」という。）の提出があった場合において、内容を審査し不相当と認めるときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 知事は、慰労金の給付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた代理医療機関等（以下「代理受領医療機関等」という。）は、慰労金の給付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による給付の決定の通知を受けた日から7日以内に奈良県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金給付取下げ申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更の承認の申請）

第8条 第6条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「慰労金受領者」という。）は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金給付変更承認申請書（第5号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を

受けなければならない。ただし、給付決定額の20%を超えない軽微な減額変更については、この限りでない。

#### (慰労金の概算払等)

第9条 知事は、慰労金の給付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で慰労金の概算払をすることができる。

2 代理受領医療機関等であつて、前項の規定により慰労金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書(第3-2号様式)を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第4項の規定により申請を行った医療従事者等に対し、第6条第1項の通知を行った場合、知事は速やかに慰労金を給付するものとする。

#### (慰労金の給付等に関する周知等)

第10条 知事は、国実施要綱3(17)に規定される事業の実施にあたり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業内容について、広報その他の方法により医療機関等及び医療従事者等(以下「周知対象者」という。)に周知を行う。

#### (申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第5条に規定する申請の期限までに、第4条第3項又は第4項の規定による申請を行わなかった周知対象者については、慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6条第1項の規定による給付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、慰労金受領者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

#### (指示及び検査)

第12条 知事は、慰労金受領者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

#### (状況報告)

第13条 代理受領医療機関等は、委任者である医療従事者等に慰労金を給付することが困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 代理受領医療機関等は、医療従事者等への給付が完了したときは、奈良県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金給付実績報告書（第6-1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、給付の完了の日から起算して30日を経過した日又は給付の決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 実績報告計算書（第6-2号様式）
- (2) 代理受領医療機関等が医療従事者等又は派遣元会社等に対して慰労金を給付した際の証憑（個人ごとの振込記録又は現金給付の場合は受領簿等）の写し。ただし、代理受領医療機関等が派遣元会社等を経由して派遣労働者等に慰労金を給付した場合には、当該派遣元会社等が派遣労働者等に対して慰労金を給付した際の証憑の写しを併せて提出するものとする。
- (3) 代理受領医療機関等（派遣元会社等を含む。）が慰労金の給付にあたり振込手数料を要した場合は、振込手数料が確認できる証憑の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(慰労金の額の確定及び交付)

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、慰労金の額を確定し、代理受領医療機関等に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた代理受領医療機関等は、慰労金の交付を受けようとするときは、請求書（第3-3号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第9条第1項の規定による概算払をした金額について精算し、慰労金を交付するものとする。
- 4 知事は、前項に規定する精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の慰労金の返還を代理受領医療機関等に対して請求するものとする。

(給付の決定の取消し)

第16条 知事は、次のいずれかの場合は、慰労金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 慰労金受領者が、第12条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (2) 慰労金受領者（代理受領医療機関等に代理受領を委任した医療従事者等及び当該委任を経由した派遣元会社等を含む。）が、偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けたとき。
- (3) 医療従事者等が、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないこと

が明らかとなったとき。

(4) 同一の医療従事者等及び代理受領医療機関等が、重複して慰労金の給付を受けたことが明らかとなったとき。

(5) 代理受領医療機関等が、第4条第3項第4号により知事に提出した慰労金給付対象内訳書に記載した医療従事者等に対し、第6条第1項の給付の決定後、合理的期間が経過した後も給付を完了させていないことが明らかとなったとき。

#### (慰労金の返還)

第17条 前条の規定により、慰労金の給付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に給付した慰労金の返還を命ずるものとする。

#### (書類の保存)

第18条 慰労金受領者は、慰労金にかかる書類を整理し、慰労金の給付の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、これを保存しなければならない。

#### (受給権の譲渡又は担保の禁止)

第19条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

#### (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年8月20日から施行する。